

政令第三百二十五号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十四条の二第三項及び第四項、第三十八条第二項並びに第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三の見出し中「転入地市町村長」を「転入予定地市町村長」に改め、同条中「第二十四条の二第四項」を「第二十四条の二第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間）

第二十四条の四 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める期間は、同条第三項の規定による通知があつた日から、同項の規定により通知された転出の予定年月日から二十日を経過した日までの期間とする。

第三十条の十四第二項第二号、第三十条の十六第三項第二号及び第三十条の十七第二項第二号中「第二十条の二第四項」を「第二十四条の二第三項又は第六項」に改める。

第三十一条第二項の表第二十一条の三第一項の項の次に次のように加える。

<p>第二十四条の二第三項</p>	<p>受けた市町村長</p>	<p>受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）</p>
<p>三項</p>	<p>係る市町村</p>	<p>係る市町村（指定都市にあつては、区）</p>

第三十一条第二項の表第二十四条の二第三項の項中「第二十四条の二第三項」を「第二十四条の二第五項」に改め、同表第二十四条の二第五項の項を次のように改める。

<p>第二十四条の二第七項</p>	<p>受けた市町村長</p>	<p>受けた市町村長（指定都市にあつては、これらの規定による転出届を受けた区長の置かれた区の属する市の市長）</p>
	<p>転入予定地市町村長</p>	<p>転入予定地市町村長（指定都市にあつては、市長）</p>
	<p>転入地市町村長又は転出地市町村長</p>	<p>転入地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）又は転出</p>

附 則

この政令は、令和五年二月六日から施行する。

地市町村長（指定都市にあつては、市長。
以下この項において同じ。）

理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。